



## 通院等乗降介助と身体介護中心型の適用関係について

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

毎月発行させていただいているテキセイカだよりは、今回で1周年を迎えることができました。引き続き、皆様に分かりやすく情報をお届けできるよう心掛けて参りますのでよろしくお願いいたします。

今回は、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等についてお伝えします。

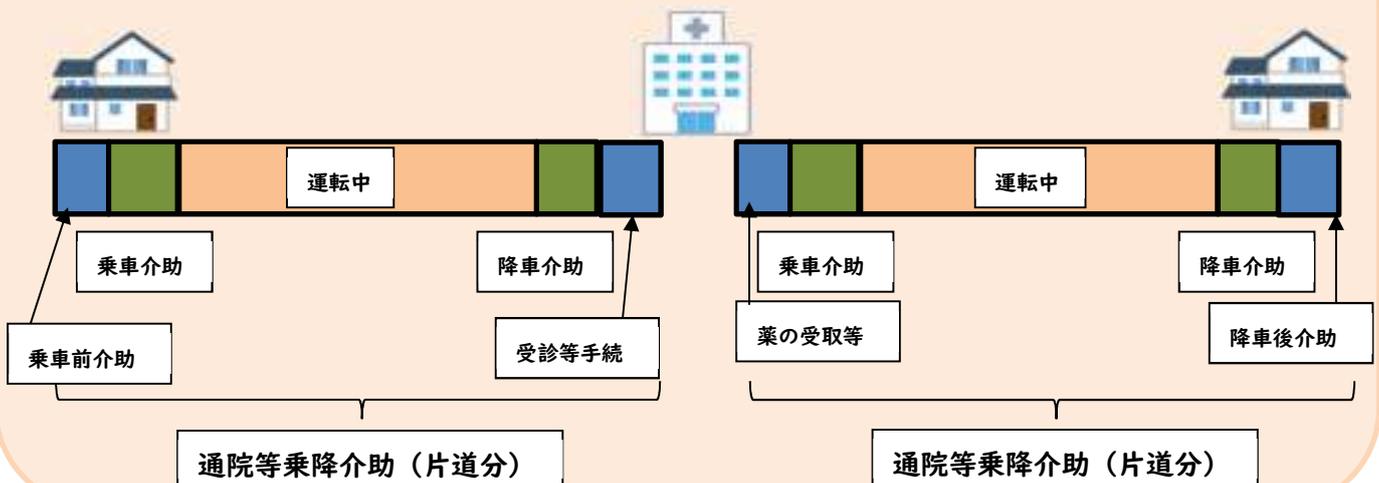
### 1 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合

- 「通院等乗降介助」を算定する場合には、「身体介護中心型」の所定単位数は算定できません。なお、運転時間中は算定対象ではなく、運賃についてはこれに含まれません。
- 「通院等乗降介助」は、「自ら（ホームヘルパー）が運転する車両への乗降車の介助」、「乗降車前後の屋内外における移動等の介助」及び「外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものです。  
(すべての行為が通院等乗降介助の一連のサービス行為に含まれるため、所要時間に限らず片道1回分で算定)
- 利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものです。例) 日用品の買い物、選挙の投票、通所介護事業所等の見学等  
【老企第36号 第2の2(6)、(7)】

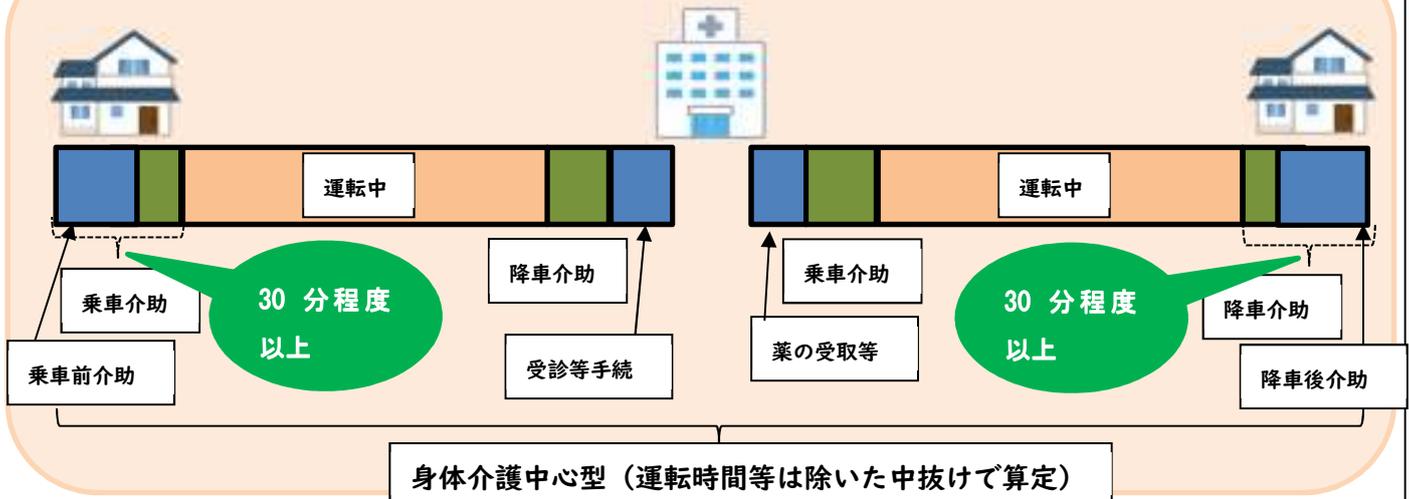
### 2 「通院等乗降介助」と「身体介護中心型」の使い分けは何を基準に判断するの？

- 「通院等乗降介助」：あくまでも乗車・降車時の介助を要する場合に適用されます。ホームヘルパーが運転する車両で移動するため、移動中の介助が必要であれば該当しません。
- 「身体介護中心型」：通院等乗降介助だけでは十分でない場合に適用されます。身体状況的に、車中も含めて介助が必要である場合に算定します。  
例) 移動中車内での介助、例外的に認められた院内介助<sup>※</sup>、外出前後の30分程度以上の身体介護等

#### (1) 通院等乗降介助で算定する場合



(2) 身体介護中心型で算定する場合



3 関連するよくあるご質問

**問1 通院等乗降介助の前後に連続して行われる外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）や生活援助（調理・清掃等）は別に算定できるのか。**

答 外出に直接関連しない身体介護については、その所要時間が30分程度以上を要し、かつ身体介護が中心である場合に限り、所要時間を通算した「身体介護中心型」の所定単位数を算定できます。この場合「通院等乗降介助」は別に算定できません。

生活援助については、所定の要件を満たす場合に限り、その所要時間に応じた「生活援助中心型」の所定単位数を算定でき、この場合には「通院等乗降介助」は別に算定できます。

【（平成15年5月30日）介護保険最新情報vol.151介護報酬に係るQ&A Q27】

**問2 もともと通院等乗降介助のプランであったが、結果的に外出前後の介助に時間を要したため身体介護で算定してよいか。**

答 介護保険はケアマネジャーが立てた事前のケアプランに基づいて提供されるものであるため、結果で算定を決めることはできません。

**問3 通院等乗降介助で帰宅する途中にスーパーで買い物をしてよいか。**

答 可能です。なお、途中で買い物をする事になれば、さらに乗降介助を多くすることになりますが、だからといってさらに通院等乗降介助を算定することはできません。

※「令和3年度介護報酬改定」において、目的地が複数ある場合で、目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能となります。

【令和3年度介護報酬改定における改定事項について 2.(4)①】

4 院内介助について

- 病院内は医療保険で提供されるべきサービスのため、原則院内スタッフが行うべきです。
- ただし、院内スタッフで対応できない場合で、ケアマネジャーがケアプランに必要性を位置づけて実施する場合は、介助に要した時間のみ例外的に認められる場合がありますので、長寿介護課にご相談ください。例) 座位保持困難で待ち時間等でも常に支えが必要、認知症で常に見守りが必要、排泄介助等
- その場合、ケアマネジャー単独判断ではなく、主治医等の意見をふまえサービス担当者会議で協議するなど、必要性を十分に検討して必ず記録に残してください。
- 院内スタッフ（ボランティア等含む）で対応できるかどうかは、病院の連携室等に相談してください。



通院等乗降介助は単なる介護タクシーではありません。利用者ごとに、介助に要する時間や内容をアセスメントしてケアプランに位置づけましょう。